

平成 28 年 11 月 15 日

各 位

東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号
会社名 株式会社 モブキャスト
代表者名 代表取締役社長 藪 考樹
(コード番号：3664 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 佐武 利治
(TEL.03 - 5414 - 6830)

行使価額修正条項付き第 26 回新株予約権（第三者割当て）の発行及び コミットメント契約に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 15 日付の取締役会決議において、第 26 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 28 年 12 月 1 日
(2) 発行新株予約権数	1,462 個
(3) 発行 価 額	新株予約権 1 個当たり 6,543 円（総額 9,565,866 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,462,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 478 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,462,000 株です。
(5) 資金調達額	1,162,617,866 円（差引手取概算額）
(6) 行使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 796 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 予 定 先	大和証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以

	<p>下「本新株予約権買取契約」といいます。)及びコミットメント契約を締結する予定です。</p> <p>コミットメント契約においては、以下の内容が定められます。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の要請 ・ 当社による本新株予約権の行使の禁止 ・ 大和証券による本新株予約権の取得に係る請求 <p>また、本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、大和証券は、当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨、並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定します。</p>
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「【資金調達の目的】」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、公募増資や MSCB 等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、大和証券より提案を受けた下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【本スキームの特徴】」に記載のメリットがあることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【本スキームのデメリット】」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達を行おうとするものであります。

【資金調達の目的】

モバイルインターネット市場は、スマートフォンの急激な普及期を超えインターネットが生活インフラとなり、当社グループが属するモバイルゲーム市場も成熟期を迎えつつあります。また、平成27年の日本におけるゲーム市場は約1兆4,760億円(約123億ドル;平成27年12月末レートを参照に1ドル=120円として換算)であり、平成26年から平成30年にかけて約1.2%拡大するものと見込まれており、その市場規模のうち約半分をモバイルゲームが占めるとされております(平成27年Newzoo社調べ)。

そのような中、モバイルゲームにおいては、かつて主流であったブラウザゲームからネイティブアプリゲームにスマートフォンゲームの主流がうつり、また、中国をはじめとする海外のゲーム市場も日本をしのぐ規模となり、当社といたしましても、このような市場の動向にあわせ、平成25年よりネイティブゲームの開発体制を整え、また、翌平成26年よりグローバル展開の準備を進めておりました。

本年6月に、当社のブラウザゲームに係る運営を、株式会社マイネットと共同で運営することとし、ブラウザゲームに係る人員をネイティブゲームの開発に充て、来夏までに新規のネイティブゲーム5タイトルの開発、及び配信を実行する体制を構築いたしました。今般の資金調達につきましては、上述の新規ゲームタイトルの開発及び初期運用費、開発に際し既存アニメ等のファンを新規ユーザーとして取り込みが期待できる大型IPの獲得、及び日本のみならず、アジア圏、北米圏を含むグローバルでの広告宣伝活動における費用に充当し、新規で開発したゲームにより売上を拡大し、利益を向上させることが、既存株主様の利益に資するものと考えております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が大和証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割り当て、大和証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部を取得することができます。

当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約及びコミットメント契約を締結いたします。

【本新株予約権の行使の要請】

コミットメント契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）を大和証券に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定し、行使を要請する旨の通知（以下「行使要請通知」といいます。）を行うことができる仕組みとなっております。大和証券は、行使要請通知を受けた場合、当該行使要請通知を受領した日（以下「行使要請通知日」といいます。）の翌取引日に始まる20連続取引日の期間（以下「行使要請期間」といいます。）内に、当社が本新株予約権について行使を要請する個数（以下「行使要請個数」といいます。）と、当該行使要請通知日における本新株予約権の残存個数とのうち、いずれか少ない方の個数の本新株予約権を、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社が大和証券から本新株予約権の取得を請求する旨の通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします（以下「行使義務」といいます。）。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる行使要請個数には一定の限度があり、各行使要請通知において指定することができる行使要請個数は、当該行使要請通知を行う日の直前取引日までの、20連続取引日又は60連続取引日における各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高の中央値（但し、そのような中央値が存在しない場合には、中央値を挟む2つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなします。）に、2を乗じた数値を、割当株式数で除し、小数点未満を切り下げた数のうち、いずれか少ない方の数を上限とします。

当社は、本新株予約権に関し発せられた直前の行使要請通知に係る行使要請期間の末日の翌取引日に始まる 20 連続取引日の期間は、次の行使要請通知を行うことはできません。また、行使要請通知を行うことができる日は、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の 120%を上回っている日に限るものとし、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には、大和証券の行使義務の効力は生じません。

行使要請期間中において、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合や、当該行使要請通知に係る行使要請期間中のいずれかの取引日において当社普通株式の株価が東京証券取引所が定める呼値の制限値幅に関する規則に定められた当該取引日における値幅の上限又は下限に達した場合、その他東京証券取引所により売買の停止がなされた場合等には、大和証券の行使義務の効力は消滅するものとします。

なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

【本新株予約権の行使の禁止】

当社は、その裁量により、大和証券に対し、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」といいます。）を行うことができます。本新株予約権の行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」といいます。）は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った行使禁止通知をいつでも取り消すことができます。但し、上記の行使要請通知を受けて大和証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような行使禁止通知を行うことはできません。また、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には、行使禁止通知の効力は生じません。

行使禁止期間中に行使要請通知が行われた場合は、行使禁止通知の効力は消滅します。

なお、当社は、行使禁止通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

【本新株予約権の取得に係る請求】

大和証券は、平成 29 年 12 月 1 日以降のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日以降の取引日に当社に対して通知することにより、又は平成 30 年 11 月 1 日以降平成 30 年 11 月 9 日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」といいます。）を行うことができます。大和証券が取得請求通知を行った場合、当社は、取得請求通知を受領した日から 3 週間以内に、別添の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部を取得します。

【本新株予約権の譲渡】

本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨、並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定します。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定

の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ（行使要請通知）、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる（行使禁止通知）手法です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 1,462,000 株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成 28 年 9 月 30 日の総議決権数 146,198 個（発行済株式数 14,621,808 株）に対する最大希薄化率は、10.00%）。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を上回っていない限り、割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部を取得することができること。
- ⑤ 大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。
- ⑥ 大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑦ 大和証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありま

すが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

- ④ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑤ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	1,173,317 千円
本新株予約権の払込金額の総額	9,565 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,163,752 千円
・発行諸費用（弁護士費用、価格算定費用、司法書士費用、信託銀行費用等）	10,700 千円
・差引手取概算額	1,162,617 千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1,162,617 千円については、新規ゲームタイトルの開発、ゲームタイトルで用いる IP の獲得及びゲームタイトルの広告宣伝費に充当する予定です。

具体的な内訳は以下のとおりであり、本新株予約権の行使による手取金は原則として内訳に記載される支出予定時期内において、①から③の各使途の順に充当する予定です。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① 新規ゲームタイトルの開発	400,000	平成 28 年 12 月～ 平成 29 年 12 月
② IP の取得	300,000	平成 28 年 12 月～ 平成 29 年 12 月
③ 新規ゲームタイトルの配信に伴う広告宣伝費	462,617	平成 29 年 1 月～ 平成 30 年 3 月

合計	1,162,617	-
----	-----------	---

①新規ゲームタイトルの開発について

当社は、平成 25 年よりネイティブゲームタイトルの開発を開始しており、平成 26 年 12 月よりこれまでに 4 本のネイティブアプリゲームを配信しております。これらのネイティブゲームタイトルに引き続き、新たに複数本のネイティブゲームタイトルを開発し市場に投入する予定です。具体的には、現在既に配信を開始している「LUMINES PUZZLE & MUSIC」の音楽アーティストの追加パックについて国内外のアーティストとのコラボレーションによる追加パックを複数企画、開発し、配信していくことに加えて、新たに、平成 29 年度末までに「LVS」、プロジェクト「LEGEND」、プロジェクト「SM」、プロジェクト「OK」、その他計画中のタイトルも含め開発を行い、順次国内外を含めたグローバル市場に投入してまいります。今般調達した資金は、マーケットの需要に合わせたゲームをタイムリーにマーケットに投入するためのもので、これらの複数のゲームタイトルにつき並行して短期間での開発を行い、その開発のための人件費、外注費、人材の採用費及びゲーム配信開始後初期の運営体制構築費用に充当する方針であります。なお、これまでの当社の平均的なゲームの開発費用は 1 タイトルあたり約 100,000 千円程度であり、新規開発ゲームタイトルについても同程度の開発費用を見込んでおります。

②IP の取得について

当社は、開発ゲームタイトルのヒット確率をあげるため、世界で多くのファン層を持つ IP を獲得し、その IP を用いた新規のゲームを開発し配信する戦略であり、それに際しグローバルで通用する強力な IP は不可欠と考えております。過去の IP 取得の実績としては、日本で人気のある「魔法少女 まどか☆マギカ」の IP を取得し、中国の bilibili 社と新規ゲームの共同開発を行っており、同開発ゲームタイトルは、中国で多くの事前登録者数を集め、中国での人気と期待値の高さが見て取れます。当社は、今般調達する資金の一部をこのような強力 IP を取得する際の契約金等に充当する予定であり、より強力で多くのファンを保有する IP の獲得による、新規ユーザーの獲得と認知度の向上により売上の拡大を図ります。なお、IP 取得につきましては、2～3 本の大型 IP を獲得する予定ですが、現在交渉中の案件であることから、その IP の人気、知名度の高さ、また、IP ホルダー様、その他関係先企業様との交渉等の結果により、その取得費用の支払い、損益計上方法、タイミング等は影響を受けます。

③新規ゲームタイトルの配信に伴う広告宣伝費について

新規ゲームタイトルのヒットのためには多くのユーザーに新規ゲームタイトルを知ってもらうことが必要であり、認知度向上のためには、多くのユーザーの目に触れる大規模な広告宣伝、ターゲットに合わせた効率的な広報、マーケティング活動が必要となります。調達した資金は、新規ゲームタイトルの配信等にあわせ国内外でのインターネット広告、イベント等、グローバルな広告宣伝等に充当する方針であります。なお、広告宣伝費につきましては、実際の広告を打つタイミングに先だって、前払金等による契約の確定、また、外注での広告素材の作成等もあることから、ゲーム配信のタイミングで広告宣伝活動を行うよりも実際には前倒しとなる可能性があります。

(注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

2. 上記資金使途は、平成 30 年 3 月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額

や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、実施時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。一方、調達額が予定より増額となった場合には、上記の①、②等の費用に充当する予定であります。

また、割当予定先との間で締結するコミットメント契約には、当社による行使要請条項が定められますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行行使要請通知を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（796円）、当社株式のボラティリティ（89.0%）、配当利回り（0.0%）、本新株予約権に適用する割引率（▲0.2%）、当社が継続的に行使要請通知を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先が当社の行使要請通知に基づき、又は行使禁止のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること等）を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストの発生を仮定して評価を実施しました。

当社は、これを参考として、本新株予約権1個の払込金額を金6,543円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年11月14日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である478円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当

社普通株式の終値の60%に相当する金額で設定されていることから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額のレンジの範囲内にあることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成28年9月30日現在の総議決権数146,198個（発行済株式数14,621,808株）に対して最大10.00%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,462,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は3,581,740株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(1) 名 称	大和証券株式会社			
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 日比野 隆司			
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業			
(5) 資 本 金	1,000 億円			
(6) 設 立 年 月 日	平成4年8月21日			
(7) 発 行 済 株 式 数	810,200 株			
(8) 決 算 期	3月31日			
(9) 従 業 員 数	8,519 名			
(10) 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体			
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社			
(12) 大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社 100%			
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係				
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：68,000 株（平成 28 年 6 月 30 日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株（平成 28 年 6 月 30 日現在）			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）	（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
	決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純 資 産		709,083	700,728	781,164
総 資 産		10,917,306	12,068,012	10,524,143
1 株 当 たり 純 資 産（円）		875,196.16	864,883.09	964,162.20
営 業 収 益		399,876	386,659	369,158
営 業 利 益		154,176	136,590	114,541
経 常 利 益		155,505	138,687	116,272
当 期 純 利 益		144,365	127,032	80,859
1 株 当 たり 純 利 益（円）		178,185.21	156,791.37	99,801.97
1 株 当 たり 配 当 額（円）		85,000	86,400	—

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当

しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、前記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってまいりましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の機動性や蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当先として選定しました。

また、同社が、①主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③前記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と大和証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、大和証券と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中に MSCB 等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（大和証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成 28 年 6 月 29 日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書（第 24 期）に記載

された平成 28 年 3 月 31 日現在の貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先である大和証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約は締結いたしません。

(6) その他

当社は、大和証券との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成 29 年 5 月 29 日までの間、本新株予約権が存する限り、大和証券の事前の書面による承諾なくして、当社普通株式若しくはその他の株式、又は当社普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

- ① 発行済の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により株式を発行若しくは処分する場合。
- ③ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により当社普通株式を発行又は処分する場合。
- ④ 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により株式を発行又は処分する場合。
- ⑤ 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の 5 % を上限として株式を発行又は処分する場合。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年 6 月 30 日現在）		
氏名	持株数	持株比率
藪 考樹	4,718,000	32.27%
ビットアイル・エクイニクス株式会社	450,000	3.08%
ハクバ写真産業株式会社	395,000	2.70%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人株式会社三菱東京 U F J 銀行)	295,407	2.02%
海老根 智仁	286,000	1.96%
山本 大輔	246,600	1.69%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人バークレイズ証券株式会社)	173,700	1.19%
マネックス証券株式会社	109,903	0.75%
株式会社博報堂	100,000	0.68%
日本証券金融株式会社	88,800	0.61%

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成28年12月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成28年9月30日現在の総議決権数に対して最大10.00%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
売上高	5,179,104	3,818,587	3,913,124
営業利益	△445,391	318,000	△445,552
経常利益	△404,044	316,012	△471,318
当期純利益	△657,116	154,641	△1,658,257
1株当たり当期純利益（円）	△48.34	11.02	△114.30
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	131.96	156.19	64.08

（注）当社は、平成25年6月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。平成25年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金及び1株当たり純資産を記載しております。

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,621,808株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	254,000株	1.74%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	14,621,808 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）にお ける 潜 在 株 式 数	1,716,000 株	11.74%
下限値の転換価額（行使価額）にお ける 潜 在 株 式 数	1,716,000 株	11.74%
上限値の転換価額（行使価額）にお ける 潜 在 株 式 数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記潜在株式数は、平成 28 年 9 月 30 日現在における潜在株式数に、本新株予約権に係る潜在株式数を加えた数を記載しております。

(4) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
始 値	1,201 円	1,396 円	799 円
高 値	■ 2,500 円	1,399 円	1,514 円
安 値	■ 1,006 円	613 円	456 円
終 値	■ 1,405 円	809 円	523 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 当社は、平成 25 年 6 月 1 日付で 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行いました。平成 25 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、各株価を記載しております。■印は株式分割による権利落後の株価を示しております。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 28 年 6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
始 値	405 円	641 円	731 円	1,149 円	1,192 円	813 円
高 値	1,020 円	1,074 円	1,298 円	1,699 円	1,197 円	962 円
安 値	403 円	622 円	629 円	952 円	800 円	711 円
終 値	631 円	701 円	1,135 円	1132 円	827 円	796 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 平成 28 年 11 月の株価については、平成 28 年 11 月 14 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成 28 年 11 月 14 日
始 値	750 円
高 値	806 円
安 値	740 円
終 値	796 円

(5) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第 20 回乃至第 22 回新株予約権の発行

割 当 日	平成 26 年 4 月 2 日
発行新株予約権数	第 20 回 5,000 個 第 21 回 5,000 個 第 22 回 5,000 個
発行価額	総額 10,300,000 円 (第 20 回新株予約権 1 個あたり 1,110 円、第 21 回新株予約権 1 個あたり 550 円、第 22 回新株予約権 1 個あたり 400 円)
発行時における調達予定資金の額	2,851,250,000 円 (差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	13,891,808 株
割 当 先	大和証券株式会社
当該募集による潜在株式数	1,500,000 株
現時点における行使状況	第 20 回新株予約権 5,000 個につきましては行使が完了しており、第 21 回及び第 22 回新株予約権それぞれ 5,000 個につきましては、平成 28 年 3 月に当該新株予約権を取得及び消却しております。
現時点における調達した資金の額	536,000,000 円 (差引手取概算額)
発行時における当初の資金使途	①モバイルプラットフォーム「mobcast」の機能拡充並びにコミュニケーションツールの開発にかかる人件費及び採用費 ②ネイティブアプリの開発体制の構築並びに運営にかかる人件費及び採用費 ③ネイティブアプリ及びブラウザゲームにかかる国内外の知的財産権の取得費用 ④ネイティブアプリ及びブラウザゲームにかかる国内外の広告・マーケティング費用
発行時における支出予定時期	平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月
現時点における充 当 状 況	調達資金については、上述②のネイティブアプリの開発体制の構築及び運営にかかる人件費及び採用費に充当いたしました。

以 上

(別紙)

株式会社モブキャスト第 26 回新株予約権 (第三者割当て)

発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社モブキャスト第 26 回新株予約権 (第三者割当て)(以下「本新株予約権」という。)

2. 申 込 期 間

平成 28 年 12 月 1 日

3. 割 当 日

平成 28 年 12 月 1 日

4. 払 込 期 日

平成 28 年 12 月 1 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,462,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 1,000 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,462 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 6,543 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 6.543 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初796円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が478円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は

その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- ④ 上記第(2)号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- 平成28年12月2日から平成30年12月1日まで（但し、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで）とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり6,543円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。）に、本新株予約権1個当たり6,543円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり6,543円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 本新株予約権の行使は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」

という。) に対し行使請求に要する手続きを行い、第 12 項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第 19 項に定める本新株予約権の行使請求受付場所 (以下「行使請求受付場所」という。) に行使請求の通知が行われることにより行われる。

- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 6,543 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 28 年 11 月 14 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 品川駅前支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上